

協議事項 資料

清瀬市民活動センターのこれまでの経緯

清瀬市民活動センターのあゆみ			
年度		名称 事務局運営者	市の動き等 (国・社会の動向)
平成13年度	(2001)	未設置	
平成14年度	(2002)	検討会	1 月市民活動センター開館 清瀬市民活動センターの会が運営を受託

(1) 市民活動

【経緯】

平成14年以前は、当市における市民活動を組織的に支援する仕組みがない状況でした。市民が自ら主体的にまちづくりに携わっていくべきであるという社会的な機運の高まりを受けて、当市においても市民活動団体を支援することを目的に市民の有志が集まり、市民活動センター設置に向けた動きが始まりました。平成13年3月に公募による清瀬市市民活動支援センター開設準備委員会が立ち上がり、市民活動センター設立に向けて動き出しました。当時の市民活動に対する期待としては、地域生活に関する全てのことを行政に頼るのではなく、豊かな生活環境を構築するためには、地域社会の課題に関心を持ち、市民自らが解決に向けた行動を取り、市民活動が活発になることで、「市民による市民のためのまちづくり」に近づくことができるのではないかということでした。

このような視点から、清瀬市市民活動支援センター開設準備委員会では、市民活動を以下のように定義しました。

<市民活動の定義>

市民活動とは、自発的・自主的な意思に基づいて行われる複数の市民の活動で、その活動がある程度の継続性を持つこと、活動内容が公益的な目的を持ち、かつ非営利的に営まれることを要件とする活動を指します。

平成14年度から平成20年度までを清瀬市民活動センターの会、平成21年度から平成29年度まで、市民活動センターの運営をNPO法人清瀬市民活動の会と民営でセンター運営を担っていましたが、市民活動センターがもつ自主的な活動の側面的支援機能と、ボランティアセンターがもつコーディネート機能など、それぞれの特徴を活かし、市民に分かりやすく、また、地域福祉活動がしやすい機能や拠点としてセンターの充実を図るため、平成30年度からボランティアセンターを運営する清瀬市社会福祉協議会に市民活動センターの運営を委託し、現在は市民活動団体とボランティア活動団体の双方に対して、支援を行っています。この統合は、双方の強みを活かし市民の活動の幅が広がるといったメリットがありますが、市民活動センターが支援すべき対象となる市民活動の当初の定義を不明確にしているのではないかと懸念があります。

【現状】

令和7年4月時点で市民活動センターに登録している団体数は、69団体です。令和5年度には登録団体、センターが把握している任意団体及びNPO法人99団体を対象に行った令和5年度ボランティア・市民活動団体の実情

に関するアンケート調査報告書によると、多くの市民活動団体は、メンバーの高齢化や担い手不足といったことを課題として捉えています。これは市民活動を今後も推進していくために、取り組むべき課題です。

当市においても、人口減少、高齢化、少子化、多文化共生、地域格差など、行政だけでは対応しきれない複雑かつ多様な課題が増えています。そのため、市民や市民活動団体が主体的に活動し、行政と協力しながら地域課題の解決に向けて行動する必要性がさらに高まっています。

【課題】 事務局見解

限られた財源・公共施設等の資源を活用し、主体的に地域課題の解決に向けて活動している市民活動団体を効果的に支援するためには、市が支援すべき市民活動とはどういったものであるかを明確に示す必要が出てきています。

既存の市民活動団体の運営を永続的かつ安定的に行っていくためには、市民活動団体がNPO法人格を取得し、団体運営にあたっての信頼性の向上や税制上の優遇措置を受け、資金調達の多様化を進めることが重要です。より多くの市民活動団体がその必要性を認識することが課題となります。

多くの市民活動団体が、担い手不足や高齢化の課題を抱えています。市民活動団体の中には、ホームページを作れない、SNSなどを利用できないと団体があります。市民活動団体の活動内容を幅広い世代にPRし、市民からの市民活動団体に対する認知度を高め、自分も取り組んでみたいと思う市民を増やし、さらなる市民参加を進める必要があります。

市民活動団体からは、NPO法人や社会福祉法人などの他の団体と連携して活動を進めたいといった声があります。また、市に対しては、市民活動団体の活動への支援が足りないといった要望があります。地域課題は多様化し、市民活動団体の担い手不足といった現状もあるため、他の団体や行政との連携をどのように取っていくべきかを検討する必要があります。

【今後の方針】

第2回検討会以審議します。

(2) 市民活動センターの将来像

【経緯】

市民活動センターが必要とされた背景として、国の地方分権化政策の流れの中で市町村への権限の移譲が一層進むと同時に、地方自治体の政策立案・財政運営能力に応じてサービスの地域格差が生まれる厳しい時代となり、市民ひとりひとりが自己判断と自己責任を自覚して行動することが求められてきたことが考えられます。そのため、身近な地域課題への対応と解決についても、市民は行政の力にだけ頼ること無く、自ら柔軟で効率的な社会サービスの作り手・受け手としての力を高めていくことが快適な社会づくりのポイントとなりました。

そこで、清瀬市市民活動支援センター開設準備委員会では、「市民活動センターは、市民活動を行っている、または行おうとしている個人や団体を市民自らが支援し、市民活動に対する理解を広げ、市民の自治的活動を発展させることによって、住みよい・活力のある清瀬市のまちづくりに貢献すること」を基本理念として掲げています。また、市民活動センターの活動対象を基本理念にかなう個人および団体としています。

市民活動センターは、市民活動に取り組む個人や団体を支援する中間支援組織として位置付けられて、市民活動団体のNPO法人化をはじめ、市民活動団体や個人の取り組みを支援し、その活動が円滑かつ効果的に行えるようサポートする役割を担うことで、地域課題の解決や市民活動の活性化を促進することを目的としています。市民活動センターの支援を受けてNPO法人となり、現在も市民に対するサービスを行っている実例があります。

＜市民活動センターの目的＞

市民活動センターは、市民の生涯学習や趣味のサークル活動、無償で行われるボランティア活動、公益的な事業を展開する市民事業、そして企業・団体などの社会貢献活動を含む幅広い活動を念頭におき、それらの中から自発的・自主的な意思に基づいて行われる複数の市民の活動で、その活動がある程度の継続性を持つこと、活動内容が公益的な目的を持ち、かつ非営利的に営まれることという要件に見合う市民活動が多様なかたちで育つことを支援しようとするものです。

【現状】

市民活動センターを設立した平成15年から、社会環境は大きく変化しました。少子高齢化の進展による社会的な担い手不足、インターネット・スマートフォン・SNSの普及によるテクノロジーの急速な進化、気候変動の深刻化などこのような変化は、市民生活にも大きく影響を与えており、地域課題も複

雑・多様化しているのが実情です。

そのようななか、市民活動センターでは、コロナ禍においても市民活動が継続できるように、団体向け Zoom 操作の勉強会をいち早く取り入れるなど、切れ目のない支援に努めてきたところです。

また、現在は、シニアの方がスマートフォンに関する悩みを解決する「スマホ個別相談会」を実施しています。これはスマホ養成講座を受講した「きよせスマホサポーター」による事前予約で行う30分程度のスマートフォンに関する悩み解決の個別相談で、10代から80代までの幅広い年齢層の市民からなる「スマホサポーター」がスマートフォンを活用できない方を支援するデジタル・ディバイトを無くすための取り組みです。

このほか、市民活動団体の取り組みとして、川づくり・清瀬の会の活動として継続した柳瀬川の水質調査があります。以前、生活排水を柳瀬川に放流していた時代に、清瀬市には水再生センターができました。それに合わせて、綺麗な川を取り戻したいという思いから、川づくり・清瀬の会の皆様が川の清掃を行っていただいたおかげで、今の綺麗で子供たちが安心して遊べる柳瀬川を取り戻しました。また、定期的に水質調査を行っているおかげで、継続して綺麗な川が保たれています。ボランティア・市民活動センター主催の夏の体験ボランティアでは参加者と一緒に魚の生態観察や川の掃除などをおこない、新しい世代の方を巻き込みながら活動を行っています。

他にも、夏の体験ボランティアでは自然を守る会は御殿山で木こり体験、草刈と言った自然に触れる体験を行っており、子どもたちに非常に人気があります。このように自然に触れる機会を作ることで、今ある自然の大切さを伝えていきます。

一方で、地域を支える仕組みづくりも進んでいます。介護保険の第1層協議体、第2層協議体や、令和7年度には市内小・中学校の全14校にコミュニティ・スクールが設置されました。これは、教育委員会から任命された保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、学校支援をきっかけに地域の方々がともにつながり支え合う、学校を核としたコミュニティの構築を目指すものです。従来から自治会が地域コミュニティの担い手として存在していますが、その組織率が年々低下していくなかで、平成17年に自治会を補完する、時代に即した新たなコミュニティとして学校区を単位とした「コミュニティはぐくみ円卓会議」を設置しています。現在までに、清瀬第六小学校区をはじめ、九つの地域に広がりを見せており、それぞれの地域の特徴を生かした交流イベントや情報交換などの取組が進められています。

市民活動センターを設置してから約20年が経過し、その間、地域コミュニティを支える活動を行う組織が増えていますが、それぞれがそれぞれの目的

に向かって活動を行っているため、各組織の連携が取れていない現状があります。

現状、市民活動センターでは、登録団体に対する会議室や備品の貸出・市民活動団体や市民の交流を促すイベントや講座の開催などに取り組み、市民活動の活性化を支援していますが、市民活動センターを取り巻く環境が設立当時から変化しているため、前述の組織だけでなく、市内の企業・社会福祉法人・NPO法人・学校等を含め、多様な主体が連携するにあたり、市民活動センターがどのような役割を担っていくべきかが課題となります。

【課題】 事務局見解

市民活動センターの立ち上げにあたり当初は活動方針を三段階で設定していました。

第一段階は、「市民活動サロンとしての機能」です。開設1年目の段階から、基本的な活動として行う事業で、既存の市民活動団体や支援機能を持つ機関とのネットワーク化を進め、市民活動に関心を持つ潜在的な市民層の掘り起こしを行い、市民活動センターの開設と活動を周知するために積極的なキャンペーンを展開することとしました。

第二段階は、「市民活動に対する専門的研究機関としての機能」です。開設2～3年目の段階から、専門的な活動領域として取り組む事業で、市民活動団体それぞれの活動内容を高度化し、永続的な活動を行う体制づくりを支援するための、専門的な技術や経営能力に関する研修、その他の支援事業を展開します。

最後の第三段階は、「市民活動による新たなコミュニティ・サービスを創出する機能」です。市民活動団体が、自らの意思と能力によって、市民がより快適に生活するために必要なモノやサービスを提供する事業を創造するために、必要な調査研究や政策提言、創業に向けた支援事業を行うことを目指します。

「第一段階」は現実対応型で基礎的な段階で、それを土台に、将来的な市民活動支援の専門化の方向性や、ひとつの到達点としての理想像を示したものが、「第二段階」「第三段階」となっています。各段階の内容は実際には混じりあい、入れ子状態となって進展するものと想定されました。

現在の市民活動センターでは開設準備委員会で話し合われて以来、将来像や目標、あるべき姿は話し合われてきませんでした。そのため、前段で記載した活動指針の達成状況や中長期目標が不明確で、市民活動センターが行っている事業がその年限りの単発なものになりがちになっているのが現状です。また、市民活動を行うための環境作りや人材発掘の機会も希薄となってきています。立ち上げ当時よりも市民活動を取り巻く環境やテクノロジーの急速

な進化をうまく活用し、今の時代に即した市民活動センターの役割を考える必要があります。併せて、これからの時代を担っていく世代が活躍できる仕組みづくりを考えることも求められます。

令和5年度ボランティア・市民活動団体の実情に関するアンケート調査報告書に「きよせボランティア・市民活動センターの取り組みとして、さらに期待したいことはありますか」との問いを設け、複数回答可として、アンケートを行ったところ、「担い手や活動参加者とのマッチング」が1番となり、次いで「多様な団体が情報交換を行える場」「助成金などの情報提供」「活動の取り組み周知」が同票となりました。このアンケートからわかる通り、NPO法人化のための支援など市民活動団体への支援については課題が山積しているのが現状です。

【今後の方針】

第2回検討会以審議します。

(3) 市民活動センターの運営について

【経緯】

清瀬市市民活動支援センター開設準備委員会では、市民による自主的・自律的な活動を市民活動として発展させるためには、市民活動センターが行政から独立していることが必要であるとしました。そのため、市民活動センターの運営といったソフト面は市民が担うという、公設民営の運営スタイルをとっていました。しかし、運営を担っていたNPO法人清瀬市民活動の会は、ボランティアセンターと市民活動センターの統合を理由に解散したため、平成30年度からボランティアセンターを運営している清瀬市社会福祉協議会に運営を委ね、一体的な運用による、お互いの強みを活かし、コスト的なメリットや稼働率の向上を目指しました。

【現状】

現在の運用では、市民活動センターとボランティアセンターの両方の機能を有しているため、運営にあたり、両方の機能にバランスよくマンパワーを配分し、事業を執行していくことが求められているため、土曜日は17時まで開館していますが、現役世代が仕事をしている時間帯の開館が中心なので、現役世代が市民活動センターを利用しづらい状況になっています。

また、コロナ禍によるテクノロジーの活用が加速化したことにより、人々との横の繋がりが希薄になってきていることから、市内の自治会が年々減少しているとともに、市民活動に関心を持つ若年層も減少してきており、市民活動センターの利用は専ら高齢者が中心となっているのが実情です。

【課題】 事務局見解

ボランティアセンターと市民活動センターはお互いの強みを活かすことを目的にボランティア・市民活動センターとして統合しましたが、現状の運営を保つことが精一杯で、本来の目的が達成できていないのが実情です。このタイミングで、統合した意味に立ち返って、改めて、ボランティアセンター、市民活動センター双方の強みを考える必要があります。

令和5年度ボランティア・市民活動団体の実情に関するアンケート調査報告書によると「市内の活動が広く市民に伝わる広報活動をしてほしい」「定年退職後、就きたい仕事に就ける人とそうでない人が出てくると思う。その時期に社会貢献と生きがいを求め何かしたくなるので『今後の生き方と生涯学習について』の講座を実施してほしい」「新しい情報を得る場として、団体交流の場を作ってほしい」といった意見があることがわかります。このことから、市民活動センターという共通の場がありながら、市民活動団体同士の繋がりが

が希薄で、各団体が孤立した状態になっていることがわかります。

現在、ボランティア・市民活動センターとして社会福祉協議会が運営を行っていますが、ボランティアセンター業務、市民活動センター業務のすみ分けを市が把握できていないことも課題であると捉えます。また、今まで公設民営で運営してきたことで、行政として市民活動センターの運営のノウハウが蓄積されていないため、令和7年度からは市民協働課の職員1名を派遣しています。

【今後の方針】

第2回検討会以審議します。